

○厚生労働省告示第八十六号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、酸素及び窒素の購入価格（平成二年三月厚生省告示第四十一号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

題名中「購入価格」を「価格」に改める。

第一項中「購入価格」を「価格」に改める。

第二項中「購入価格」を「価格」に、「購入単価」を「単価」に改める。

第三項を次のように改める。

3 酸素の単価は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価を当該酸素の摄氏三十五度、一気圧における容積（単位 リットル）で除して得た額の一錢未満の端数を四捨五入した額がそれぞれ当該各号に定める額に満たない場合は、当該一錢未満の端数を四捨五入した額とし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合にあっては、別に定めるところによる。

一 次号に定める地域以外の地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 定置式液化酸素貯槽 (C E) に係る酸素の単価 ○・二〇円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 可搬式液化酸素容器 (L G C) に係る酸素の単価 ○・三〇円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・四〇円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 小型ボンベに係る酸素の単価 二・二五円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

二 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域

として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条に規定する小笠原諸島の地域又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三

十一号) 第二条第二項に規定する離島に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 定置式液化酸素貯槽 (C E) に係る酸素の単価 ○・三〇円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 可搬式液化酸素容器 (L G C) に係る酸素の単価 ○・四五円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・六〇円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 小型ボンベに係る酸素の単価 三・〇〇円 (単位 リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

第五項中「購入価格」を「価格」に、「購入単価」を「単価」に改める。